

## 「さらなる検証」の論点について

## 1 「十分に議員活動を保障するものであるか」

## 【現状】

- ・ 平成 23 年 7 月から本年 6 月まで、報酬からその月額額の 10% を東日本大震災に係る義援金として拠出した。
  - ・ 引き続き本年 7 月から平成 25 年 3 月までは、県の厳しい財政状況等を考慮して報酬月額を 7.8% 減額している。
  - ・ 両期間とも政務調査費を 20% 減額している。
  - ・ 減額後も、議員活動そのものは継続されている。
- ・ 調査会から示された試算額は現行額を上回る額であることから、議員により違いがあることを考慮しても、議員活動を保障し得る額であるといえるのではないかと。

## 2 「県民の理解が得られるかどうか」

## 【現状】

- ・ 調査会の報告が公表された後、県民から 23 件の意見が寄せられたが、そのほとんどは、現在の社会経済情勢の中で議員報酬を増額することに強く反対するものである。
  - ・ 調査会の試算額は、条例本則に定めるべき額を示したものであって、社会経済情勢や県の財政状況等を考慮するような政治的判断を一切行っていないことは最終報告でも補足説明されたが、なお、県民の十分な理解が得られているとは言い難い。
  - ・ 本県議会が調査会を設置したのは、議員報酬等の適正額やその根拠を県民に説明できるようにすることが目的である。
- ・ 報告書の趣旨や内容については、議員が十分理解したうえで、県民に説明しなければならないが、さまざまな取組を継続的に行っていく必要がある。
- ・ 県民の理解を得るための具体的な取組については、今後、政務調査費に関する検討を行う際に主要な課題として議論することとする。
  - ・ 報酬審議会の開催を求め、参考資料として報告書を提出してその意見を聞くことは、県民の理解を得るという点においても大きな効果があると期待される。